

Wellness

- 2016 年度
小松製作所健康保険組合
予算のお知らせ
- 2016年度の健康づくり事業（保健事業）
- 2016年4月から医療保険制度が改正されます



城ヶ崎海岸

(撮影地：静岡県・城ヶ崎)

コマツ健保の保養所がある城ヶ崎。スリル満点のつり橋が有名です。天気の良いときには、海の方こうに大島がくっきりと見えます。

Wellness は必ず家に持ち帰ってご家族でご覧ください

小松製作所健康保険組合

2016年度

小松製作所健康保険組合 予算のお知らせ

2月18日に開催された第168回組合会にて2016年度の予算が承認されました。

2016年度予算は高齢者医療制度への納付金が76億円となり、前年度より1.6億円増加しました。保険料収入の約4割を占めており、健保組合を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

2016年度は健康保険料率を据え置いた予算編成となりました。

今年度は3年目となる「健康づくり5カ年計画」を引き続き推進し、データヘルス計画ではPDCAサイクルを回しながら、より効果の高い保健事業を実施してまいります。

皆さまにおかれましては、運動習慣や生活習慣の改善などに保健事業を積極的にご活用ください。

健康保険料率は据え置きます

9.50%

〔調整保険料率 0.13%含む〕

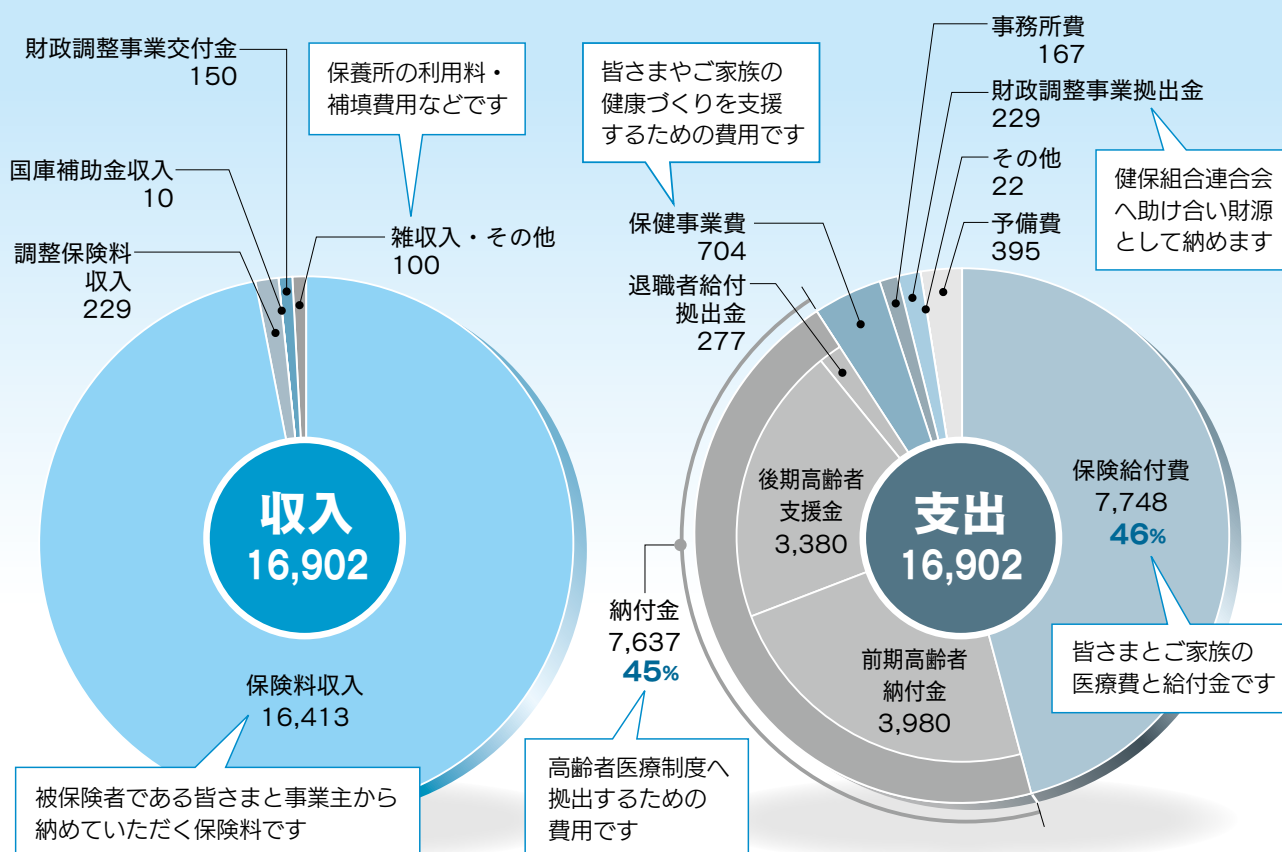
本人負担 **3.80%**
会社負担 **5.70%**

■調整保険料とは？

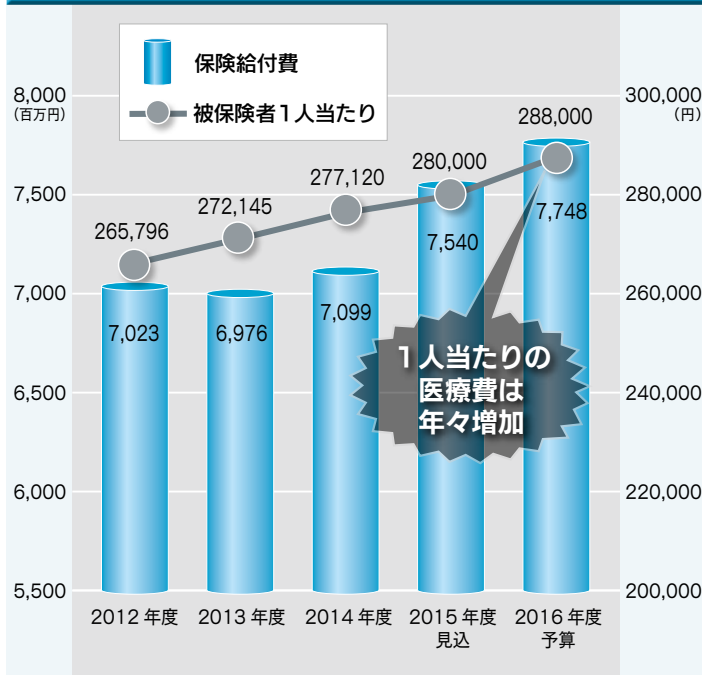
調整保険料は、健康保険組合連合会が健保組合間の助け合いの財源として各健保組合から徴収し、財政的に厳しく解散の危機にある健保組合への支援と、高額な医療費を負担した健保組合に対して交付されます。料率は0.13%を基準にその組合の財政の実情に応じた増減率を乗じて決められます。

2016年度 健康保険収入支出予算

(単位：百万円)



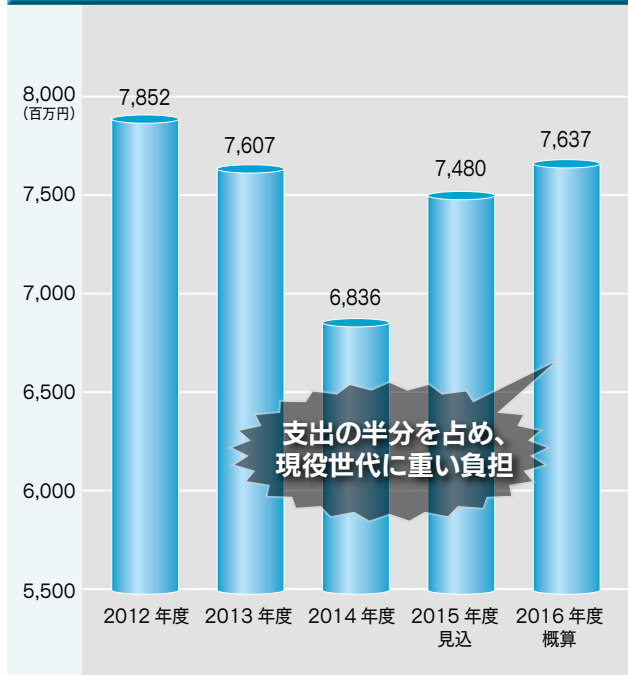
保険給付費の推移



2016年度予算では診療報酬のマイナス改定があるものの1人当たり給付費は3%の増加を見込んでいます。

保険給付費を適正化していくための施策として、保健事業を積極的に推進致します。

納付金の推移



高齢者医療制度への納付金は、人数を基にした計算から報酬を基にした計算へ移行中で、当健保組合は負担が増加します。

納付金を低減していくための施策として、60歳以上の加入者の方を対象とした「コマツゆうゆうライフ倶楽部」（訪問保健指導）や被扶養者の検認を推進いたします。

介護保険料率は据え置きます

2016年度 介護保険収入支出予算

1.1%

本人負担 0.55%
会社負担 0.55%

保険料で賄えない分の支出は、介護準備金から繰入して運営してまいります。

これにより介護準備金が減少するため、来年度は+0.1%の改定が見込まれます。

介護保険は40歳から65歳未満の被保険者から徴収されます。

収入

(千円)	
保険料	1,198,780
その他	50
繰入金	101,870
合計	1,300,700

支出

(千円)	
納付金	1,300,000
その他	700
合計	1,300,700

2016年度事業計画

- ① 疾病対策強化と検診等効率化の検討（健康5カ年プロジェクトと連携して実施）
- ② KEMPOSを活用した運動習慣の強化
- ③ 保険給付費適正化・納付金等削減対策の推進（ジェネリック医薬品の切替率UP、コマツゆうゆうライフ倶楽部等）
- ④ 2015年度結果のPDCAサイクルを踏まえたデータヘルス計画の実施

任意継続被保険者の皆さまへ

2016年度（2016年4月～2017年3月）に適用される保険料の「標準報酬月額の上限」（注1）は410,000円となります。

任意継続被保険者の保険料はすべて本人負担です。

（注1）保険料は標準報酬月額に料率をかけて算出されますが、任意継続被保険者の方の標準報酬月額には「退職時の標準報酬月額」または「当健保組合の平均標準報酬月額」（毎年見直します）のいずれか低い方が適用されます。

2016年度の

健康づくり事業（保健事業）



「健康づくり5カ年計画」が3年目を迎えるなか、コマツ健保では、皆さまの健康に関して「コマツ健康宣言^(注)」に基づき、会社と連携・協働して今年度も健康づくり事業を実施します。

(注) 2014年6月9日のコマツグループ安全衛生大会において、コマツ大橋社長から宣言されたもの。

● ゆうゆう健診

ご家族（被扶養者・任意継続被保険者）向けに健康診断を実施しています。案内は4月末頃に被保険者経由にて配布します。

疾病予防は「生活習慣のチェック＆改善」が最も重要です。必ず年に一度は健診を受診ください。

● 特定保健指導

健診結果によりメタボリックシンドロームのリスクがあった方に対し、生活習慣病改善のサポートをしています。

● ゆうゆうドック

健康への気づきと生活習慣に潜む健康リスクを判定するため、コンピュータドック（問診）を実施していますが、2016年度よりその名称が「ゆうゆうドック」に変更になります。

● 節目がん検診

事業所勤務の58歳と62歳の被保険者を対象に、がんの早期発見・早期治療のための強化取組プログラムとして、「胃部内視鏡（胃カメラ）・腹部エコー・胸部CT」を実施しています。

● ヘルスアップセミナー

30歳代被保険者を対象に、年代に合わせた健康づくりセミナーを実施。
若年層の健康意識向上を目指します！

● KENPOS

歩数、体重、行動記録をすることにより加入者の健康づくりをサポートするためのWebサイトです。
2016年からはスマホウォーキングアプリも登場し、よりお手軽にご利用いただけるようになりました！

kenpos

検索

● 被保険者婦人科検診

女性被保険者対象に、乳がん、子宮がん等の検診受診費用を各項目とも1回/年を補助します。（補助対象項目に限る）

受診期間：2016年4月1日～2017年2月28日

骨密度検査の補助は休止となります。

※被扶養者は対象外です。ゆうゆう健診にて受診ください。

● 2016年3月をもって無料歯科健診は廃止となります

その他の事業や詳細な情報は、ホームページに掲載しております。
「コマツ健保」で検索できますので、ご参照ください。

立ち上がれ、働く人

コマツ総括産業医
中西 成元

生活習慣病の予防は運動、食事、禁煙が三つの大きな柱です。運動に関する情報は盛んに発信されています。軽い運動を、毎日少しずつ、安全に無理せず行うことが推奨されています。多くの皆さんがそれを実践され、効果も実感されていることと思います。

ところが最近「**座りすぎ**」が健康を害するということがわかってきました。日常生活における座位行動時間の過多が、心血管系の疾患、糖尿病、一部のがんなどについて、罹患率と死亡率を高めることが証明されたのです。現代社会は生産性や利便性の向上のため、生活・労働環境の機械化、自動化などのあらゆる努力を重ねてきました。その結果、皮肉にも私たちは自分の健康を犠牲にしてきたことになります。

近年、オーストラリアをはじめとする多くの国々が、国を挙げてのキャンペーンを始めています。「できるだけ立ち、座りすぎないようにして、少しでも多く、より頻繁に動こう」が主なメッセージです。日本は世界（20カ国）の中で平日の座位行動時間が最も長い国であるとの研究もありますが、まだそのような動きは見られません。

ですから今こそ私たちは——文字通りの意味で——立ち上がらなければなりません。**デスクワークの合間に「意識的に椅子から立つ」、程度のことから始めてもいいと思います。それから、軽い運動、立位ミーティング、立ったままコンピュータを使うなど、できることから徐々に取り入れていきましょう。**

集中してデスクに向かうことも大切ですが、座りすぎが健康におよぼす影響について、少しだけ頭の隅に留め置いてください。職場の外でも、自転車を使ったり、階段を使ったり、家事労働をしたりして座位行動を減らし、健康で豊かな日常生活を送りましょう。無理のない範囲で工夫をこらして、ますます健康に、楽しく仕事に励んでいただければと願っています。

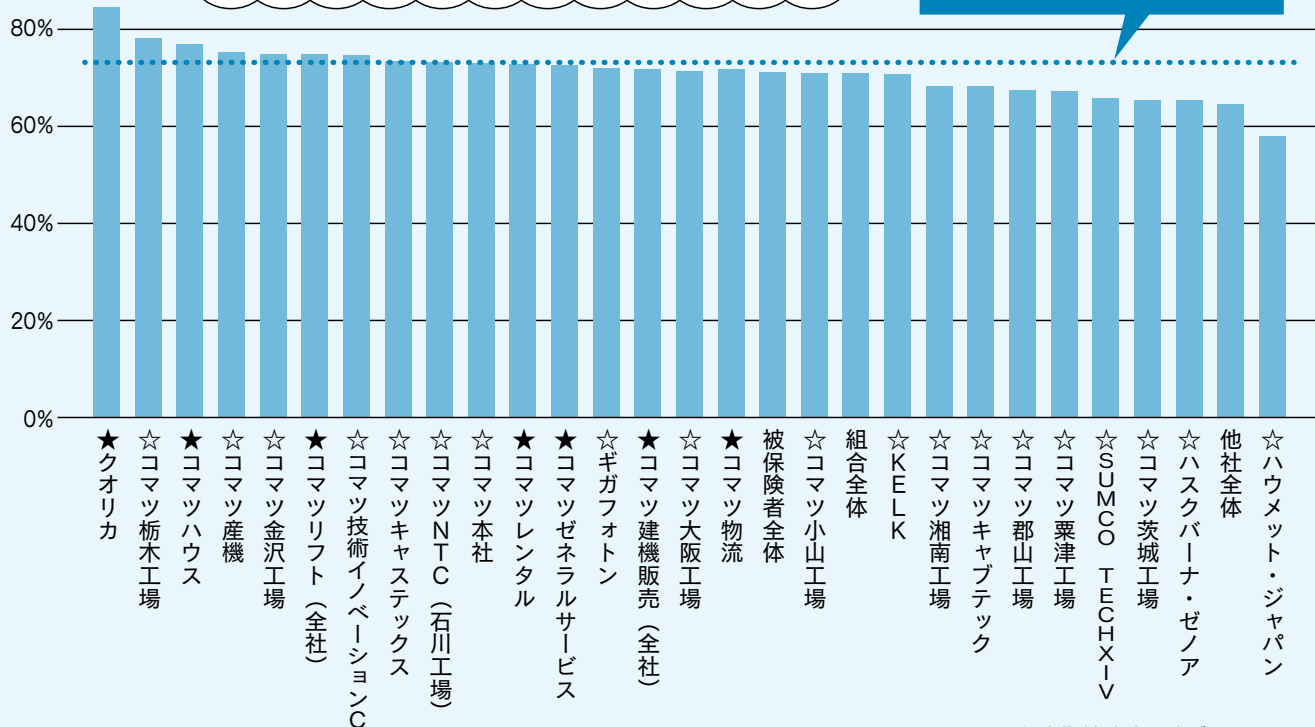
座りすぎ??



●コマツ健保健康レポートから＜運動習慣がない社員比率＞

運動習慣（週2～3日、30分程度）が不足していて、他社と比較しても少ないことが推測されます。

被保険者全体：72.2%



2014年定期健診時間診データより

2016年4月から 医療保険制度が改正されます

負担の公平化、持続可能な医療保険制度の構築をめざして、2016年4月から医療保険制度が改正されます。
被保険者のご家族のみなさんに直接関係するものは次のとおりです。



● 入院時の食事代の引き上げ

入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として、食料費相当額に加え、調理費相当額の負担も求めることになります（住民税非課税者等の低所得者などは据え置き）。

【2015年度まで】	260円
【2016年度から】	360円
【2018年度から】	460円

● 紹介状なしで 大病院を受診する場合の 追加負担の導入

紹介状なしで特定機能病院および500床以上の病院を受診する場合には、救急時などを除き、原則として、一定額の追加負担（初診5,000円・再診2,500円＜最低金額＞）をすることが義務づけられます。

● 標準報酬月額の上限の 引き上げ

【2015年度まで】	上限121万円(全47等級)
【2016年度から】	上限139万円(全50等級)

※標準賞与額もあわせて見直され、年間上限額が540万円から573万円に引き上げられます。

● 一般保険料率の上限の 引き上げ

【2015年度まで】	12%
【2016年度から】	13%



※コマツ健保では今年度も9.5%を維持します。

● 傷病手当金・出産手当金の算定基礎方法の見直し

【2015年度まで】	標準報酬月額÷30
【2016年度から】	●被保険者期間が1年以上の場合 支給開始月を含む直近12カ月の各月の標準報酬月額を平均した額÷30 ●被保険者期間が1年未満の場合 ①か②のいずれか少ない額÷30 ①被保険者の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額 ②加入している健保組合の標準報酬月額を平均した額(2016年度は41万円)



※コマツ健保では法定給付に上乗せして付加給付が支給されます。

● 患者申出療養を創設

患者からの申出に基づいた新しい保険外併用療養のしくみ患者申出療養が創設されます。

※国内未承認の医薬品などを迅速に保険外併用療養として使用したいという患者のニーズに応える改正となります。これにより申出から承認までの期間が、現在の6～7カ月から6週間（前例がある医療の場合は2週間）に短縮されます。

● 後期高齢者支援金の 全面総報酬割の導入

【2015年度まで】	2分の1総報酬割
【2016年度から】	3分の2総報酬割
【2017年度から】	全面総報酬割

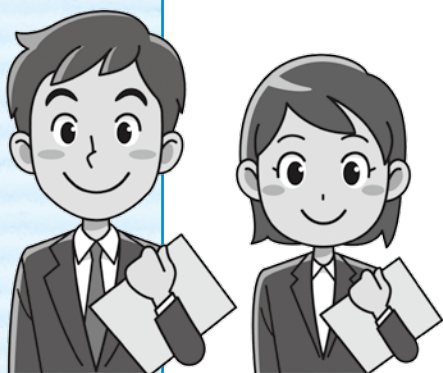


※これによりコマツ健保は納付金額が増加します。

被扶養者に異動があったときは、速やかに届出を

被扶養者でなくなるときは、「被扶養者（異動）届」に対象者の保険証を添えて、5日以内に提出してください。

手続きが遅れると、高齢者医療制度への納付金の増加につながり、組合の財政に影響を及ぼす恐れがあります。



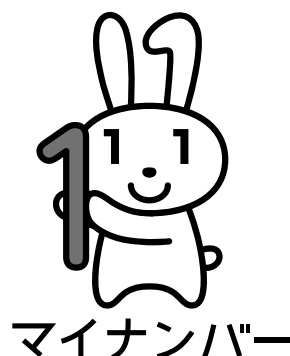
こんなときは届出を！

- ☒ お子さんが学校を卒業して就職したとき
- ☒ お子さんが結婚して、配偶者の被扶養者となったとき
- ☒ 被扶養者の年収（パート収入等）が認定基準額（年収 130 万円または 60 歳以上の方等は 180 万円）を超えたとき
- ☒ 別居などにより被扶養者を扶養しなくなったとき
- ☒ 被扶養者が亡くなったとき

健保組合でもマイナンバーを取り扱います

2016 年 1 月以降、社会保障・税・災害対策の 3 分野の行政手続きにおいて、順次マイナンバーの記載が必要になっています。健保組合でも健康保険法による保険給付の支給等の事務において、マイナンバーを取り扱うことになります。

2017 年 1 月以降は、健保組合に提出する書類のうち、マイナンバーの記載が必要となる書類もあります。健保組合では、それに先立ち事業所を通じて被保険者・被扶養者の皆さまのマイナンバーを一括収集する予定です。大切なマイナンバーを取り扱うため、7 月開催予定の組合会で諸規程を整備し、取り扱う担当者を制限して厳正に対応いたします。



城ヶ崎荘 だより

海も山もある城ヶ崎へようこそ



伊豆の名物・金目鯛を
特別料理でご提供しています



季節の彩り豊かな食事と、源泉掛け流しの温泉が自慢のお宿です。

ご家族で楽しむレジャーも、仲間と過ごす休日も

城ヶ崎荘におまかせください。

どんな楽しみ方が見つかるでしょうか？

まずはコマツ健保のホームページから、城ヶ崎荘公式サイトへジャンプ！

コマツ健保

検索

ご家族・会社の仲間との
ご利用をお待ちしております！



城ヶ崎荘受付窓口

- TEL
03-5561-4743
- FAX
03-3583-7772
- E-mail
jsc_uketsuke/KMT/JP/@KMT

